山形県中学校教育研究会　会則

第一章　　総　　　則

第 一 条　　この会は、山形県中学校教育研究会という。

第 二 条　　この会は、各市町村教育研究会またはその連合体をもって構成する。

第 三 条　　この会の事務局は、会長の所属する学校内におく。

第 四 条　　この会は、本会を構成する研究会またはその連合体における中学校教育に関する研究活動の促進を図り、本県中学校教育の振興発展に寄与することを目的とする。

第 五 条　　この会は、前条の目的を達成するために研究部会を設け、次の事業を行う。

　　　　　　一、中学校教育の調査･研究に関すること。

　　　　　　二、研究成果や資料の作成刊行に関すること。

　　　　　　三、研究諸団体との連絡･提携に関すること。

　　　　　　四、その他目的を達成するために必要なこと。

第二章　　機　　　関

第 六 条　　この会に、次の機関をおく。

　　　　　　一、理事会

第 七 条　　理事会は、理事で構成し、毎年一回以上会長が招集し、次の事項を審議決定する。

　　　　　　一、会則およびこれに基づく諸規定の制定ならびに改廃に関すること。

　　　　　　二、予算の議決および決算の承認に関すること。

　　　　　　三、事業運営の基本方針に関すること。

　　　　　　四、その他この会の運営に関すること。

第三章　　役　職　員

第 八 条　　この会に、次の役員をおく。

　　　　　　会長一名　　　副会長三名　　　理事　　　監事二名　　　幹事

第 九 条　　役員の選出は次のとおりとする。

　　　　　　一、会長・副会長・監事は、理事会で選出する。

　　　　　　二、理事は、本会を構成する団体の長および各研究部会の長とする。

　　　　　　三、幹事は、会長が委嘱する。

第 十 条　　役員の任務は次のとおりとする。

　　　　　　一、会長は、この会を代表し、会務を総括する。

　　　　　　二、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

　　　　　　三、理事は、会務の企画執行にあたる。

　　　　　　四、監事は、この会の会務および会計を監査する。

　　　　　　五、幹事は、この会の庶務を担当する。

第十一条　　役員の任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

第四章　　会　　　計

第十二条　　この会の経費は、構成団体の負担金とその他の収入をもってあてる。

第十三条　　この会の会計は、四月一日にはじまり、三月三十一日におわる。

付　　　　則

　この会則は、平成二十二年二月十日に改正し、平成二十二年四月一日より施行する。